

長久手市監査告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、その結果について同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和6年3月19日

長久手市監査委員 神谷保宏

長久手市監査委員 木村さゆり

## 令和5年度定期監査（工事監査）結果報告書

### 1 長久手市監査基準への準拠

令和5年度定期監査（工事監査）は、長久手市監査基準に準拠して実施した。

### 2 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

### 3 監査の対象

- (1) 令和5年度雁又泥亀首1号線道路改良工事（土木課）
- (2) 保健センター外壁改修工事（健康推進課）

### 4 監査の実施日

令和6年1月25日（木）及び26日（金）

### 5 監査の着眼点

今回の監査は、主に当該工事に関する事務の執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

なお、この監査は工事技術に関する専門的見地からの調査を必要とするため、公益社団法人大阪技術振興協会に委託し、派遣された技術士の専門的見地を参考に監査を実施した。

### 6 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ資料の提出を求め関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票の全部又は一部の提出を求め、内容の点検、確認、照合等を行った。

## 7 監査の結果

本工事に係る事務の執行、設計及び施工等については、法令に適合し、おむね適正に行われていると認められた。

なお、その他軽易な事項については、その都度検討又は改善するよう求めた。